

第425回南国市議会定例会会議録

第5日 令和4年3月11日 金曜日

出席議員

1番 杉 本 理	2番 丁 野 美 香
3番 西 山 明 彦	4番 神 崎 隆 代
5番 植 田 豊	6番 西 本 良 平
7番 浜 田 憲 雄	8番 斉 藤 喜美子
9番 岩 松 永 治	10番 西 川 潔
11番 土 居 恒 夫	13番 中 山 研 心
15番 村 田 敦 子	16番 岡 崎 純 男
17番 野 村 新 作	18番 浜 田 和 子
19番 土 居 篤 男	20番 福 田 佐和子
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

12番 有 沢 芳 郎	14番 前 田 学 浩
-------------	-------------

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 村 田 功
副 市 長 三 木 敏 生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中 島 章
参事兼財政課長 渡 部 靖	参事兼企画課長 松 木 和 哉
情報政策 課 長 竹 村 亜希子	危機管理 課 長 山 田 恭 輔
税 務 課 長 高 野 正 和	市 民 課 長 崎 山 雅 子
子育て支援課長 溝 渕 浩 芳	長寿支援 課 長 島 本 佳 枝
保健福祉センター 所 長 藤 宗 歩	環 境 課 長 谷 合 成 章
農林水産 課 長 古 田 修 章	農地整備 課 長 田 所 卓 也
商工観光 課 長 長 野 洋 高	建 設 課 長 濱 田 秀 志
地籍調査 課 長 横 山 聖 二	都市整備 課 長 若 枝 実
住 宅 課 長 山 崎 伸 二	上下水道 局 長 橋 詰 徳 幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育部長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員局長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公 文 知 子	次	長	野 口 裕 介
書	記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

令和4年3月11日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。8番斉藤喜美子議員。

〔8番 斉藤喜美子議員発言席〕

○8番（斉藤喜美子） なんこく市政会の斉藤です。一般質問最終日ということで、皆様お疲れとは思いますが、よろしくお願いします。

本日、3月11日は東日本大震災発災の日でもございます。実は、私はこの1か月後、ちょうど4月11日になりますが、末っ子を実は骨折をしたまま出産したというすごい経験がございまして、本当にこの日というのは私の中でもある意味大きな思い出のある日になっております。出産しながら、1か月前のこの日は本当に多くの妊娠した産婦さんたちは苦しい思いをされた

のではないかと、ずっとその思いでございました。その後、実は骨折をしたまま新生児を抱えましたが、行政のサービスが何もなかった。調べていただいたんですけども、サポートするものが何もなかったということに大変ショックを受けて、赤ちゃんを産んだお母さんはけがも病気もせられんと世の中が言ってるような、ちょっとつらい思いをしたのもこの3月11日と大変重なって思い出深い日になっております。

さて、地震をはじめ近年の大きな災害や異常気象、不安定な国際状況や収まらないコロナ禍など、当たり前の生活が逼迫する状況が続いております。そんな中でも一縷の望みを見いだせるよう、まずは身近なところから問題点を改善できればと思います。

では、通告に従いまして総括にて順次お伺いいたします。

まず、教育の問題について教育委員会にお尋ねをいたします。

不登校（現在の取組と閉塞感）ということで、全国的にもまだまだ多い不登校の問題から今回は質問させていただきます。内容については、先日同僚議員からも質問があったと思いますので、かぶったところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

令和2年度文部科学省の調査によりますと、小中学校における長期欠席者数は全国で28万7,747人、うち不登校によるものが19万6,127人となっており、これはここ8年連続増加、今や1,000人当たり全国平均で20.5人の子供たちが不登校であるという状況になっております。高知県に至っては全国平均を上回り、25.2人と47都道府県中トップでございます。今や1クラスから2クラスに1人は不登校児童生徒がいるという感じではないかと思うのですが、改めて南国市の今の不登校児童生徒数の近年、大体5年くらいの推移と、もし分かれば不登校になる原因などがあればお伺いしたいと思います。

次に、同じく教育委員会に御質問したいと思います。

スクールカウンセラーの現状と今後の在り方についてお伺いをしたいと思います。

南国市の教育振興基本計画の中にもスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、拡充等により子供や保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子供や家庭が抱える課題への多様な支援へのさらなる充実を図りますとあります。私も子供の通う小学校にスクールカウンセラーの先生がいらっしゃることは存じ上げておりますが、いかんせん平日にお越しになられているので、まず保護者としてお会いする機会はございません。また、なかなかカウンセラーの先生といっても、しょっちゅう会うことのない方にいきなり家庭の相談をするということに関してはハードルが高いと思われます。

そこで、今現在南国市ではどのくらいのスクールカウンセラーの先生がおいでで、どういう

頻度で各校を回られ、結果どのくらいの相談件数などに対処されているのか、分かる範囲でお答えください。

次に、農業のことについて農林水産課に御質問させていただきます。

新規就農支援の南国市の現状からお伺いいたします。

食料自給率が下がる中、日本全国では農業人口の高齢化、離農者の増加が大きな問題となっております。カロリーベース総合食料自給率は1965年73%でしたが、2018年には37%と大幅に減少しています。その上、農家人口の高齢化率、人口に占める65歳以上の割合のことですが、農業就業人口に至っては、2019年なんと70.2%に達しており、これは僻地や離島ではさらに高くなる傾向があります。65歳といえはまだ元気な時期ではないかという気もしますが、そこからさらに頑張っても、10年くらいたてばさすがに農業を続けるのが厳しい時期となるのではないのでしょうか。事実、私が結婚当時の23年ぐらい前には、地元酪農婦人部にはまだ多くの元気な先輩お母様方が20名ほどいらっしゃいましたが、今や当時からいらっしゃる先輩で続けられている方は数名、ほとんどが廃業をされているような状況でございます。

さらに、深刻なのが新規就農者の問題なのですが、2017年では49歳以下の割合が37.7%となっておりますが、実は先ほど話にも出た高齢化の問題もあり、離農者の数が上回っており、結果2010年から2019年にかけて農業就業者は全体で35.5%も減少しております。これによって耕作放棄地が増えるだけでなく、例えば水田稲作では水路の管理、あぜの草刈りなど共同の作業もできる人がもう限られてくるようになってしまっています。その上、冒頭に申しましたように、コロナ禍や世界情勢の不穏、また地球温暖化の影響による天候異常での作物の不作、気候の変化は、私たちの生活に目に見えて影響を及ぼしております。先日は、テレビのニュースでこの気象の変化で特産品のミカンの質が落ち、代わりにアボカドを作るようになった愛媛のミカン農家の方が、いずれは愛媛といえバアボカドと言われるようになりたいとおっしゃっており、気候変動はやはり身近に迫ってきているのだと驚きました。

今後、農業従事者の減少や気候変動、頻発する災害などで食料自給率は不安定な低下をし続ける可能性があります、農林水産省でも2021年、みどりの食料システム戦略が策定され、これに沿って様々な形で食料生産を推し進める動きがあるかと思います。

そこで、今現在の南国市の農業について質問したいと思います。

新規就農者への支援は、例えば南国市では盛んな施設園芸を、主にサポートハウスなどでのシシトウ栽培を想定したりした取組があると12月議会でも答弁いただきました。また、就農給付金などもあり、南国市での就農支援をしっかりとされている旨をこの場でお聞かせいただき、

新規就農者は基本5年の農業所得250万円以上で認定新規就農者になれるということでした。

そこで、この5年間、新規就農希望者数とまた認定新規就農者の推移がどのようになっているのかをお教えてください。また、同時期に例えば御高齢やその他の理由で離農された方の数でもし分かるのであれば教えてください。また、もし分かるようであれば、先日本伺いました認定新規就農者となった後の支援の内容について、具体的にどのようなものがあるかを教えてください。

同じく農業のことについてですが、日本の農業と世界の流れについて質問させていただきます。

やはり日本の農業というのは、皆さんも御存じのとおりかなり機械化も進み、南国市でもスマート農業、AIを活用するような農業ということで推進をされていると思いますが、その分就農時のコストの増加というのがネックになっているかと思います。いきなり多額の借金からお仕事を始めるというのは、なかなか新規就農者さんや若い世代の方にはハードルが高過ぎるのではないのでしょうか。ただ、心配なのは、始めるのはそういういろいろなハードルに対する助けがありますけれども、自立した後はかなり自己責任の大きな仕事であるという点です。先日農業委員会の若手担い手農家の皆さんの座談会に参加させていただきました。かなり多くの若手の農家の方の御意見として、機械が高価で壊れたりしたときに負担が大変大きいとおっしゃっていました。高収入は得られても、払う分が大きければ手元に残るものは少ないかと思います。何よりも世界的な流れとしては、農業政策は大規模化での失策から持続可能な小規模農業への転換が訪れており、家族農業、アグロエコロジーという分野が見直されているということをお伝えしたいと思います。南国市の大切にしてきた農地を今後持続可能な状態でどう残していけるのか、今からますます世界的な視野を持って学ぶべき時期に来ていると感じております。

その中で、先ほどお話しした食料安定供給や環境負荷を避け、持続可能な農業への取組として2021年5月からのみどりの食料システム戦略がありますが、この中には2050年までに有機農業を25%に拡大するという目標が掲げられていると思います。その目標に向かっての何か今後のアクションというのを南国市では想定されていらっしゃるのでしょうか。

次に、3つ目になりますが、地域交流センターのこれからについてお話を聞かせていただきたいと思います。

地域交流センターに関しましていろいろある問題点につきましては、既に同僚議員の皆様が質問をされておりますので、私からは別のお話をさせていただきたいと思っておりますので、

よろしくお願いします。

待ちに待った完成となり、南国市に足りない何かと考えますと、一つには私は文化の薫りが足りないかなと感じておりました。なので、この地域交流センターが有意義に今後活用され、多くの市民に喜ばれる場所となってもらいたいと切に願っております。

そこで、市長にまずお伺いいたします。

地域交流センターには文化ホールとして、また地域の公民館としてなどの側面を持つと考えられますが、市長は例えば今後どのような用途としてこの地域交流センターを活用していただけるとお考えでしょうか。市民がよりよいサービスと文化的生活をこの建物を通じて得られるためには、南国市はどのような取組をしていくべきなのか、市長のお考えをできるだけ具体的によろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 斉藤議員の地域交流センターについての御質問にお答えいたします。

いよいよ南国市待望の文化ホールに活用できる施設ができたわけでございます。多くの市民の皆様が待ち望んでいた施設であります。私は約36年前、南国市役所で採用となり、今まで度々文化ホールを熱望する声を聞いてまいりました。県内市町村持ち回りで行っております東西南北まわり舞台という芸能文化の発表会もありますが、芸能文化に造詣が深い職場の先輩や南国市の文化協会の方から、南国市に当番が回ってきたときには本当に肩身の狭い思いをしたという声を一度ならず聞いたことがありました。とうとうその思いを払拭できる施設ができたということで、どんどんこの施設を多くの皆様に活用していただきたいと思います。まずは、歌や踊り、演劇など、日頃市民の皆様がお稽古に取り組まれております芸能文化活動の発表の場として活用していただきたいと思います。多くの皆様に見ていただくことで、さらにそれぞれの技を磨き、より高みを極めることで、喜びある充実した暮らしにつなげていただきたいと思います。

また、他市で行われております夏期大学のような講演会にも活用できたらと思っております。観客席は500席ということで、高知市で行われております夏期大学の規模のように参りませんが、かつては南国市でも健康づくりなどの講演会も行っていたことがありますので、そのような生涯学習の場としても活用していきたいと思っております。そして、小学校や中学校での学習やクラブ活動の発表としてはもちろん、椅子を収納すれば多目的ホールともなりますので、子供たちの課外活動や地域の皆様の交流の場として、また美術作品の鑑賞、発表の場など、幅

広い活用が期待されるところであります。

私としましては、実現可能かどうかは別としましてお話しさせていただきますと、ある講演、以前鎌田實さんというドクターの健康づくりの講演会を聞いたことがあるんですが、そのとき非常に優れた話術に引き込まれて、非常に楽しい講演会であったという思いがあります。ぜひ多くの皆様にもその講演を聞いていただきたいなと当時思ったことでした。また、かつては全国行脚をしておりますわらび座という劇団が、南国市のそれこそ地域交流センターの敷地にありました旧市民体育館で興行されたことがありました。私も何回か見たことがあるんですが、そのようなプロの演劇、ミュージカルをこの会場で行っていただくと、どのような演出を見ることができるのだろうと非常に興味があるところであります。もちろん南国市の観光大使であります三山ひろしさんのステージ也大いに期待するところであります。

今後、この地域交流センターの活用につきましては、市民の皆様の御意見もいただきながら、「M I A R E ! みんなあつまれ」の呼称の下、多くの市民の皆様に親しまれ、愛される施設となるよう知恵を絞り、取り組んでまいりたいと思いますので、斉藤議員の御提案もぜひよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（浜田和子） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 斉藤議員からいただきました学校教育課への質問に順次御答弁を申し上げます。

まず、1点目の不登校につきまして御答弁を申し上げます。

本市の不登校を理由とする年間30日以上欠席した児童生徒の過去5年間の推移につきまして、まず御報告を申し上げますと、平成28年度は小学校11名、中学校55名、計66名でございます。平成29年度は小学校25名、中学校60名、計85名となっております。平成30年度は小学校19名、中学校58名の計77名、令和元年度は小学校20名、中学校55名、計75名、昨年、令和2年度は小学校28名、中学校53名、計81名となっております。

令和2年度の本市の不登校児童生徒の主な要因としまして、国調査による大枠としての分類でございますが、小学校では生活リズムの乱れ、遊び、非行が最も多く、次いで無気力、不安、3番目にいじめを除く友人関係を巡る問題となっております。中学校では無気力、不安が最も多く、次いで生活リズムの乱れ、遊び、非行、3番目に親子の関わり方となっております。小中学校とも上位にある生活リズムの乱れでは、昼夜逆転により朝起きられない状態が続いており、生活リズムの改善が難しい児童生徒が多いものと捉えております。

続きまして、スクールカウンセラーについて御答弁を申し上げます。

南国市では、本年度9名のスクールカウンセラーを県より配置していただき、各小中学校及び教育支援センターふれあいに勤務をしていただいております。9名のスクールカウンセラーのうち1名は、アウトリーチ型スクールカウンセラーとして、学校の所属ではなく教育支援センターふれあいに勤務し、学校と距離を置いて相談したい場合や来所に応じた相談などに対応しておりますので、実際のところ8名のカウンセラーが岡豊小、北陵中学校希望が丘分校を含め、市内18の小中学校に対応していただいているというのが現状でございます。そのため、カウンセラーによって配置校数や1日当たりの時間に違いがございます。カウンセラー1人当たり1ないし3校の配置になっており、基本的に1日5から7時間勤務になっております。週1日の勤務の方が多いですので、複数校配置されているカウンセラーは週1日を半日の午前、午後で分け、1日に2校勤務する場合や2校を隔週で勤務する方法など、配置校と相談の上、勤務体制を決めております。

教育委員会には毎月月末には相談件数、相談人数、継続人数に関して報告書の提出がありますが、ここ3か月の相談状況を見てみますと、1か月平均で相談人数は月平均15人、そのうち継続相談の人数は月平均8.8人、相談件数は月平均35.9件となっております。また、教育委員会では福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーも3名雇用しております。相談内容によってはスクールソーシャルワーカーへつなぐこともございます。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割や連携も大切にして取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最近の5年間の新規就農希望者数と認定新規就農者の推移についてでございますが、新規就農希望者数といたしましては、具体的な相談があった人数でございます。平成29年度には18人、平成30年度には14人、令和元年度には13人、令和2年度には25人、令和3年度には20人となっております。認定新規就農者につきましては、平成29年度にはゼロ人、平成30年度には2人、令和元年度には3人、令和2年度には6人、令和3年度には4人となっております。相談が多ければもちろん研修等を経て経営開始へと進まれる方も必然的に多くはなりますけれども、複数の市町村で相談され、他市町村で就農されるという方もおられますので、相談の数と本市の認定新規就農者の認定まで進んだ数との比較検証というのは難しいように感じており

ます。

また、高齢等の理由によって離農された方の人数や理由についてでございますが、施設園芸で離農される場合などは、中古ハウスの活用の面などからも関係機関で情報共有を図っている部分はございますが、全体としての把握というところまではできておりません。

また、認定新規就農者の認定を受ける理由、目的といたしましては、資金の借入れや経営開始資金の利用によるものがほとんどとなっておりますが、その認定が県、市、JAなどの関係機関で組織をしている担い手育成総合支援協議会での認定ということもございまして、支援策の情報提供をはじめ、適正な農業経営が持続できるような支援として、関係機関による圃場を訪問しての栽培面の指導をはじめ、経営面でのフォローアップに至るまできめ細やかに支援を行っているところでございます。

次に、みどりの食料システム戦略につきましては、2050年までに有機農業の割合を25%、100万ヘクタールまでに拡大するという思い切った目標を掲げたことで話題ともなりましたが、持続可能な食料システムの構築に向けて長・中期的な観点から調達、生産、加工、流通、消費の各団体の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進し、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とする化学肥料の30%削減や、冒頭に申し上げた有機農業の25%への拡大など、EUのFarm to Fork戦略の目標などとも協調したものとはなっておりますが、降雨量の多いアジアモンスーン地域の特徴的な気候で実現できる持続的な食料システムのモデルとして諸外国に提唱し、国際ルールメイキングに参画するための基本的な考えとなるもので、欧米との戦略の違いというものが意識されたものとなっております。

そこで、このみどり戦略を実のあるものにするためには、有機農業についてのこの目標をいかに具体的に実現していくかということが大きな課題となってまいりますが、現在日本で有機農業が行われている農地は、JAS有機認証を受けていない農地を含めても全体の約0.5%にすぎず、簡単に実現ができる目標でないことは言うまでもありません。しかし、有機農業の生産者の3割は規模拡大の意向を持っており、一般の慣行栽培の農家についても約半数は有機農業に取り組みたいという意向を持っているという統計もございますので、有機農業拡大への可能性というのは感じられますが、海外から安い農産物が入ってくる中で価格競争に耐えられないということが経営面での大きな課題となっております。

有機農業の拡大を実現するには、生産面の取組だけでなく、それを支える消費面からの市場創出、消費者が有機野菜の価値をその労力に見合ったものと納得して買い求める社会に転換していくことが必要となりますが、まだ具体的な施策としては見えてきていない部分が多いこと

もあり、この戦略の実現に向けましては国の動向に注視をし、目標を見据えつつ関係機関と連携して取り組んでいくということが重要と考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 齊藤喜美子議員。

○8番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

まず、地域交流センターに関しまして市長の思いを一番最初お伺いいたしまして、本当にありがとうございます。ぜひ鎌田實さん呼びましょう。ぜひ私も呼んでいただききたいと思います。やはり箱物事業っていうのは、私はっきり申し上げまして、その後の内部の運営いかんだと思っております。造ったら終わりっていうものではなくて、いかにその建物自体に意味を持たせるか、ここからが勝負どころとなってくるわけですし、やっぱりそのためには市長のおっしゃったような夏期大学のような様々な先生をお呼びしながら、市民に対する勉強の機会を設けるなども文化施設の一つの役割として、私とても個人的にやっていただけたらうれしかなと思います。

また、せっかくですので、これに関してまた市民に半年に1度くらい公募とかでやっていただきたい企画を募集したりとかというふうにしてみたいかと思いますがとも思います。これはまた2問目になります生涯学習課長にお尋ねをいたしますので、できれば後でお伺いしたいと思います。

教育委員会のほうからの御答弁、次長のほうから丁寧にいただきました。

不登校の問題についてですが、やはりいろいろと数の問題がかなり出てきており、見てる限りではあまり変化がないというか、解決に特に向かっているようなことがないような気がいたします。

まず、2問目としては今後この不登校の問題を解決に向かう方向に、南国市のほうはどのような取組をしてこられたか、また新しい取組などがございましたら、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。あわせて、その取組に関しまして問題点、また障害となる点がございましたら教えていただけたらと思います。

同じく教育委員会にスクールカウンセラーの現状をお伺いいたしました。私もちょっとスクールカウンセラーさんともお話をしたりする機会もございますけれども、せんだっての国会でも今現在全国で2万7,500校にスクールカウンセラーは配置されているという話題が出ておりました。残念なことに、南国市と同じようにちょっと人手が足りない、現状は掛け持ちのような形で週1回、半日程度の勤務、1校、その程度が現状ではないかということでございました。平成7年にスクールカウンセラー活用調査研究委託事業として全国154校からスタートした事

業ではありますが、先ほど申し上げたとおり、全国2万7,500校というふうに配置校が増え、せっかくシステムができてもしっかり稼働して問題解決になっているのかどうか、そこが大きな問題点だと思っております。個人情報の同意、誰が何を言ったかというのはなかなか出すのが大変なことなのかもしれませんが、個人情報保護というのは大事な観点ではあると思うのですけれども、まずは気軽に相談ができる体制をつくり出す工夫、例えば多くの保護者が集まるPTAの会とか参観日等でスクールカウンセラーの存在を知ってもらうこととか、あとは情報収集のためになかなか対面で時間が割けないという保護者とかのために、LINEなどの利用の活用なども今後必要なのではないかと考えます。

相談件数が把握できていること、内容を検証しておくこと、またそれを可能な限り周りが共有し、解決に向けてのサポート体制ができるような取組をお願いしたいと思いますが、それに関してはどうような工夫を南国市はされているのか、これは2問目になります。

農業のことについてです。新規就農者支援のことについて今御答弁いただきました。ありがとうございます。確かに12月にも話をいろいろ伺いました。施設園芸の盛んなシシトウ、南国市では施設園芸が盛んですけれど、シシトウなども本当に南国市の代表的な収益性のある生産品であると認知しておりますけれども、今後燃料費の高騰などから、まず一つには消費地までの輸送コスト、またコロナ禍で大変御苦労されていると思いますけれども、外食産業での消費が落ち込むなどの場合、かなり補填をしなくてはいけない生産物となる可能性もあると思います。また、同時に環境制御型の生産となりますと、どうしても動力を何に依存するかによって今後脱炭素社会の実現が難しくなる可能性も出てくるのではないのでしょうか。特に、既に燃油補填とかビニールシートなどの資材高騰など、この点に関しましては西本議員や土居篤男議員も質問をされ、答弁をさせていただいておりますが、重なることもあると思いますが続けさせていただきます。

日本の農業は生産性を重視しているのはいいのですけれども、環境的指標や社会的指標が抜けている農業とも言われます。世界の流れといたしましては、国連が家族農業の10年を2017年に決議し、2019年から2028年の間、国際的取組が行われております。世界が食料の安定供給や環境に負荷をかけない農業方針に転換していく中、日本も持続可能な農業への転換ということで、その中にみどりの食料システム戦略の策定も含まれているのではないかと思います。それに関してはまた後でお話しさせていただくとしまして、2問目といたしまして、政策提言の中に2021年12月に決まり、2022年度から始まる新規就農者等支援事業の見直しというものがございいますが、それはどのような内容のものなのでしょうか、お答えください。

もう一つ、日本の農業の流れと世界の流れについてお話をしていたと思いますけれども、実は先ほど農林水産課長からも御発言がありました。農業、慣行をされてる方も有機をやってみたいという方もいらっしゃるというお話ですが、若者の中にも農業をやってみたいという方がいる中で、そういうようなものも興味があってやってみたいということがあります。これも課長がおっしゃりましたように、本当に今のところなかなかそれをうまくやっていくシステムがないというのが一つ現状でありますし、アジアモンスーン地帯の日本では、やはり湿気とか高温、いろんな問題があってなかなかヨーロッパと条件がそろわないというところで、病害虫も出やすいというような特徴もございます。しかし、その中で有機米に関しては民間稲作研究所などが指導して成功している例もあるということです。若い人、とりわけ有機農業を目指したいという人がいるということも視野に入れた指導ができるように考えていただけたら、ますますいろいろな人材が南国市に集まるのではないかと思います、いかがでしょうか。

そこで、2問目として、有機農業を目指して新規就農された方はここ5年の間に南国市には何人くらいいらっしゃいましたか。そして、継続して営農している方は何人くらいおいででしょうか。もし、辞められたという方がいらっしゃいましたら、その理由が分かれば教えていただけたらと思います。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 2問目ということでございましたので、この順番でよかったかどうかではございますが、地域交流センターについてのお尋ねがございました。

令和4年度に外構工事及び敷地外駐車場整備工事を終えますと、約150台が駐車可能となり、施設といたしましても様々な催しに対応ができるようになります。ホールの観覧席が収納できますので、展示にもお使いいただけますほか、ホールのサイドの壁面が取り外しが可能ですので、交流ロビーやサロンと一体となった催しあるいは表の芝生広場やピロティー下も活用した催しなどができるようになります。かつての市民体育館、県中央公民館ホールでは市民学校なども行われておりましたので、当センターには生涯学習の場としての機能も期待されるところでございます。ほかの自治体では、自主事業をやってございますところがございまして、こうした市民学校、夏期大学のようなこと以外にも年に数回コンサート、演劇を実施する、映画の上映を不定期的に行うなど、参考とする例は多々ございます。

また、議員おっしゃいましたように、公募により選定した市民提案事業を補助している自治体も数多くあるようでございます。市民の制作意欲の向上やこの施設により親しみをお持ちいただくことになりますので、こういった補助制度の創設あるいは民間の財団法人などの補助制

度の活用なども研究をしてみたいです。以上でございます。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 斉藤議員の2問目につきまして順次御答弁を申し上げます。

昨日、福田議員にも御報告、御答弁申し上げましたが、不登校の本市が取り組んできました内容につきまして改めて御報告をさせていただきます。

不登校対策として主要な取組5点でございます。

1点目は、早期発見、早期対応の実現を目指した教育委員会と学校との上位法共有化でございます。これは、教育委員会への月例報告の中で月に3日以上欠席した児童生徒について情報共有、情報交換を行っております。

2点目に、学校が組織的な支援を実現するための定期的な校内支援会の実施です。決して担任任せにならないように関係機関との連携も含め、学校全体で支援方法を考える体制づくりに取り組んでおります。

3点目に、中学校4校への不登校等学習支援員の配置でございます。これは、教育版地域アクションプランを活用いたしまして、3名の不登校等学習支援員を配置し、個別対応の必要な生徒への学習支援に従事しております。

4点目は、学校、教育支援センターふれあい、教育研究所、学校教育課で組織いたします南国市不登校等担当者会議です。年2回の実施を行っております。各校の実践報告の情報交換、そして講師を招聘しての研修等を行うなど、市全体での課題共有や意思疎通を図る組織として運用しております。

最後、5点目は、県教育委員会指定事業の積極的な活用による取組の推進です。本年度申し上げますと、不登校担当教員配置校サポート事業並びに不登校支援推進プロジェクト事業の2事業の指定を受けております。不登校担当教員配置校サポート事業は、大篠小学校と香長中学校を指定しまして、それぞれに不登校対応の加配教員が配置され、学校組織体制強化の要として活動しております。また、不登校支援推進プロジェクト事業は、校内に適応指導教室を設置する事業としまして、香長中学校を指定し、加配教員を配置して生徒の居場所づくりを確保しております。

令和4年度は、先ほど申し上げました取組のさらなる充実を図るとともに、新たな取組といたしまして、県の指定事業である「魅力ある学校づくり調査研究事業」に着手いたします。この事業は、不登校児童生徒の出現を抑制するために、県教育委員会と市教育委員会が連携し、

拠点校及び連携校において不登校やいじめの未然防止につながる取組とともに、地域の実情に応じた効果的な取組を実施することで、地域全体の不登校対策の推進をするものでございます。拠点校に鳶ヶ池中学校、推進校に後免野田小学校と長岡小学校を指定しまして、鳶ヶ池中学校ブロックを中心とした実践を基に全市的な展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、こうした取組の問題点や障害となる点についての御質問がございました。

こうした取組を効果的に進めるためには、関係機関はもとより、斉藤議員からもお話がありましたように、保護者の御理解や協力なくしては実のなるものにはならないと考えております。不登校児童生徒やその保護者の内面にしっかり寄り添った魅力ある学校づくりが推進できるように、実践を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、スクールカウンセラーについての2問目の御質問にお答えを申し上げます。

本市では、9名のスクールカウンセラーが、先ほど申し上げましたように定期的に集まり、相談状況等の情報交換や意思交換を行う場を設けていただいておりますが、その中で複数校配置のスクールカウンセラーからは、勤務日と勤務日との間隔が長く、次の勤務までに児童の状況が大きく変わってしまうことがあるということで、現状の勤務体系における継続的な相談業務の難しさも実態として把握しているところでございます。このような声からも、市教育委員会としましてはスクールカウンセラーの勤務日数を増やしていただけるよう県に要望もしているところでございますが、改善には至っていないのが現状でございます。

一方で、近年ではスクールカウンセラーは児童生徒や保護者への相談だけでなく、学校でのケース会や校内支援会といった支援が必要な児童生徒についての話合いの会に参加し、専門的な立場から当該児童生徒の見取りや対応方法の助言を行うというケースも増えてまいりました。このことは、教職員と児童生徒の情報共有、サポート体制を構築するだけでなく、教職員間の安心感にもつながっているという御意見もいただいております。

また、学校で相談する姿を見られたくないという御意見や、自校のスクールカウンセラーが異性のために相談しにくいという御意見があり、先ほど申し上げましたように教育支援センターふれあいに勤務するスクールカウンセラーを紹介したケースも複数回行っております。

スクールカウンセラーの保護者への周知方法としましては、年度当初の参観日においてスクールカウンセラーの自己紹介を行う場を設定したり、学校だよりで紹介を行ったりしている学校もございます。

他人に打ち明けにくい様々な事情や悩みを持っていらっしゃる児童生徒、保護者はたくさん

おいでになると認識をしております。複雑化、多様化しているそうした相談を教職員だけで解決できることはございません。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、外部の専門的知識を有する方に積極的に学校に関わっていただきながら、斉藤議員の御指摘のとおり、学校はもちろんのこと、市全体としての相談体制の強化を図りながら、児童生徒、保護者のサポート体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 斉藤議員の2問目の御質問にお答えをいたします。

まず、新規就農等支援事業の見直しのポイントといたしましては、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械施設等の導入を地方と連携して、親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援し、また就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援するという事となっておりますが、新規就農者に関係する主な見直し内容について御紹介をいたしますと、まず経営発展への支援ということで、就農時49歳以下の認定新規就農者に対しまして、1,000万円を上限として国、県から事業費の4分の3の支援が受けられる経営発展支援事業が新たに創設をされましたが、今まで新規就農支援の施策の中では対象とならなかった親元就農につきましても支援が受けられるように緩和がされております。

また、資金面の支援といたしましては、同様に就農時49歳以下の認定新規就農者に対しまして年間150万円の支援が受けられる農業次世代人材投資資金（経営開始型）が経営開始資金へと名称が変更され、支援を受けられる期間については5年から3年へと見直しがされております。

そして、雇用就農への支援につきましては、雇用元の農業法人等に対して支援をする農の雇用事業から雇用就農資金と名称が変更され、助成につきましても年間最大120万円の最長2年間から、年間最大60万円を最長4年間へと見直しをされております。

最後に、研修への支援につきましては、就農時49歳以下の研修期間中の研修生に対する年間150万円を最長2年間助成する農業次世代人材投資資金（準備型）が就農準備資金へと名称の変更がされております。

今回の見直しでは、多くの支援策が大枠では大きく変わっておりませんが、新規就農者の実態に合わせた形で名称や助成期間の変更を中心とした見直しとなっておりますが、今回新たに

創設された経営開始当初に施設整備等に活用できる経営発展支援事業には大きく期待がされておるところでございます。

また、有機農業での新規就農者についての御質問でございますが、担い手育成総合支援協議会が相談等を受け、把握している中で、直近の5年間に有機農業で経営開始をされた方は1名でございます。そして、この方は有機農業に取り組む法人で長期間雇用就農されていた経歴を持たれておりまして、そこで習得した高い技術力と経験によって経営開始後も安定した生産出荷によって経営を継続されております。

また、この5年間に有機農業で経営開始し、その後離農されたという方は現在のところ把握をしておりませんが、有機農業志向で経営されていて、現在は慣行栽培に転換をされたという方が1名おられます。また、相談を受けた際に、有機農法での農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を希望され、担い手育成総合支援協議会で対応をさせていただいておりましたが、認定新規就農者の認定まで至らなかったことや個人的な事情などによりまして、結果として就農につながらなかったという方が1名おられます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 齊藤喜美子議員。

○8番（齊藤喜美子） ありがとうございます。

まず、子供の不登校のことからお話しさせていただきます。いろいろと学校側のほうもいろんな連携を取られて新しい取組をされているように感じました。そこで、次長のほうからもお話がありました、保護者の理解や協力なくしては実のなるものにはなりませんというところで、本当に私もその部分が実は、こういう計画の中でどこまでプランニングの中に入っているのかどうかっていうところが、ちょっと私の中では不透明な部分があります。もちろん一概に全ての保護者にとというのはなかなか難しいところもあると思うんですけれども、私もいろいろとそういう場面でいろんなお母様方と話をすることによって、問題点をいろんな方向から見たほうが、学校側とかそういう関係組織だけの負担になってしまっているのではないかなっていう面がかいま見えるところがございます、実はこういう考え方もございますということで、ここでお話しさせていただきます。

不登校問題っていうのは、やはり問題行動というふうに捉えられるわけでございますが、こうなると何かいけないことをしていると、学校に行かないのはとてもいけないことだというような社会通念が生まれてしまい、親としても直さなければならない、周りに迷惑をかけてはいけない、間違っていることを正すという大人の解釈が働いてしまう、実はこれが問題を長引かせているとか解決できなくさせている要因の一つではないのかなというように感じております。

私も不登校支援を学ぶためにここ二、三年ほど前から勉強会などに参加させていただいていますが、その中で子供の不登校やひきこもりの状況というのを悪いことと捉えず、むしろ安心できる場所にとどまって、チョウになるのを待っているさなごの状態だというように話されているのを聞きまして、なるほど、そうなのかもしれないなと感じました。学校に行った、行けなかったという数字になると、どうしても結果を見て一喜一憂してしまう解決方法では、状況はあまり変わらないのではないかなという気がしてなりません。勉強会のほうには不登校の子供のお母さんや学校で不登校の児童さん、生徒さんを抱える先生方なども参加されており、率直な意見交換をされていますが、多くのお母さんが子供が不登校になったことをとてもいけないことだと周りの家族や知り合いから責められ、それで必死に学校や家以外の場所に子供を行かそうと頑張り過ぎていたりして逆効果だったんじゃないかと反省されるお母さんもかなり多くいらっしゃいます。私に会が終わって話しかけてこられたお母さんがいらっしゃったんですけれども、子供のことを御主人に責められる、ちゃんとあんたがやっておかんからこんなになったとか、甘やかしたからこんなになったって言われたり、逆に私は一生懸命やっているのに全く協力をしてもらえないのが一番つらい、せめてよく頑張ってくれてるねと周りが認めてさえくれたら私も楽になるのに、責められていると感じると子供にきつく接してしまうので余計うまくいかないとその胸のうちを話してくださって、ああ、お母さんをサポートしてあげることが本当は一番大切なのではないかなととても痛切に感じたことがございます。私も6人の育児を通じまして、母親がどうしても育児に際しては多くの影響を子供に与えてしまうというふうにも感じており、その上一人で背負いこみ過ぎていたり、育児責任の重圧が状況を悪化させている可能性があるのかもしれないと思うところです。頑張り過ぎてうまくいっていないお母さんのサポート、ネットワークがこういうシステムや取組にあまり組み込まれていないのが、結果数字にもいつまでも反映しない一つの原因になっているのではないのでしょうか。全て同じ原因からの不登校ということではないかもしれませんが、実際私も不登校の子供たちの問題を抱えたお母さんや御家族と話をすると、なるほど、正しい情報を得ることで周りが理解してあげられたら、時間はかかっても少しずつ解決することもあるのかと感ずるところはございます。もちろん外部に相談や接触を望まないという御家庭も多く、御苦労されているとは思いますが、中には正しい情報を求めて手探りで御苦労されている方も多くいらっしゃいます。

文科省の調査の不登校の理由としても、先ほど次長おっしゃったようにいろんな理由があるとは思いますが、親との関係性っていうのは割と低いながらもパーセントとして、特に中学生なんかで上がってきており、直接理由としては少ないかもしれませんが、私は多

くの他の要因の大本になっているのではないかと、関係しているのではないかというような気がしております。学校と関係機関との連携事業という取組と同時に、保護者側のサポート体制、問題を抱えて不安になっているお母さんサポートをしっかりと確立していくことも問題の一定数の根本解決をしていくために、また現場の人的な人員数の少なさを補うためにも大切なことなのではないかと考えております。ぜひせっかく取組を強化されていくならば、違うアプローチと協力体制も御検討していただき、未来ある子供たちがしっかりと自分の道を本当の意味で歩いてもらえるように周りの大人が共通認識を持ち、協力をしていただける、そういうサポートシステムを南国市でつくっていただけたらと思います。

私の勉強させてもらってる教育相談所さんでは、お母さん方のサークルがあって、同じ悩みを持つママ友が集まり、お母さんの居場所をつくっています。打ち明け話で、場所があって助かる、私が救われますと話しているのを見ると、まずはお母さんを助けてあげないと切に感じます。そして、今はさなぎでも、いつかはチョウになり羽ばたく子たちばかりですので、南国市の宝である子供たちにあらゆるアプローチでのサポートを今後もしていただけたらと思います。

次に、スクールカウンセラーについて現状を把握させていただきましたが、やはりこちらのほうもなかなか人員が足りなかったり、あとは期間が長過ぎて話にうまくついていけないというようなことで、なかなかそうすると成果に結びつかないだろうなというようなことがかいま見えてまいりました。日本全国でそのようなことが起きているということで、国会のほうでも岸田総理の答弁として具体的に数字を出しまして、また文部科学大臣と話し合いますということをお話されておりましたけれども、私としてはただ増員して配置すればいいというようなつもりは全くありません。どうせ置いていただけるなら、それなりに機能する形で、やはり問題解決のために置いてるんで、数を増やしたらそれで問題が解決するかということとそういうことではないというのは数字を見て分かると思います。

スクールカウンセラーに特化した国家資格というのは特にないようで、臨床心理士の資格を持たれている方がスクールカウンセラーとして活動されてる方が多いと伺っております。スクールカウンセラーと臨床心理士では必要な技能が異なるということが理解されていないという懸念を持たれている専門家の方もいらっしゃるようです。私も講演会などでお会いするカリスマスクールカウンセラーのようなすごい講師の先生方から、本当に普通にお話をされるスクールカウンセラーさんという方もいらっしゃるかとしまして、レベルが多岐にわたっているような感じが実感としてございます。これはある程度一定レベルを保っていただくために、ぜひ不

登校支援を専門にやられている団体との連携での研修会などをもっともっと積極的に開催し、そこには保護者も交えての保護者支援という形で、先ほどのお母さん方のお勉強会というのもお願いできたらと思います。また、子供や周りの環境が複雑な場合の社会福祉支援の専門家としてソーシャルワーカーの方が3人いらっしゃるということで、やはりこのあたりも御家庭それぞれの御事情があると思いますので、連携を今後ますます深めていき、お取組のほうもよろしくお願いしたいと思います。

次に、農業の話をさせていただきます。

新規就農等支援事業見直しということで御説明をいただきました。たしか私もその話をしたときに、農業高校の先生とお会いしたときに、新規就農を親元で継いだらなんということで、一回親が廃業してもう一回やり直すというような話も聞いたことがあります。それはこれかなという感じでございましたが、なかなか農業を取り巻く、次始めることに関してのいろんなハードルがある、そこに対するサポートはたくさんあるということではございますけれども、その中でも有機のお話をしておりました。

有機の農業に関しまして、先ほどもおっしゃってたように、指導がないとなかなか難しいような話が出てきておりましたが、目指されてもなかなか就農につながらなかったということもありました。有機農業に関しまして、指導をしていただかないと、先ほどおっしゃってたうまくいってるという方は、やはり長いこと自分でそういう勉強されて、仕事をされて身についた高度な技術を持ち、そういう販路も持ち、それで仕事されて、有機で農業されると、そこまでなかなか御自分の努力でないと難しいかなというところがあります。いきなり自分の思いだけで有機やりたいといってもそれは難しい話ということですが、指導者が少ないって、これも南国市の話だけではなくて全国の現状であります。

しかしながら、先ほど有機米の指導を民間稲作研究所が指導して成功したという例をちょっと挙げましたが、これどういうことかといいますと、千葉県のいすみ市では市長が有機米を学校給食に使うという話になり、ふだん6,000円から8,000円ぐらいの値段の有機米を市が2万円で買い取ると。いすみ市の予算というたらすごい大変なんだなと思ったんですけど、大体500万円ぐらいということで、子供たちの学校給食が有機米になりました。それを受けて、実は周りの農家の方もうちも有機米にしよう、有機米にしようってことで有機米になってきているようで、収穫量が上がってきているそうです。実は、その話でも最初の1年目というのは有機米にしようと言いながらもやったことがないので、いうたら指導者入れてなかったの、見よう見まねでやって見事に失敗、大失敗ということで、雑草がもう生えて生えて、雑草取るの

に追われて追われて、結局お米が全然でんかかったというような失敗をして、これは指導してもらわないかんということで、民間稲作研究所のほうにお願いをして有機米の作り方を指導していただくと、何と2年目から本当に雑草が生えない、きちんとした収穫が取れるようになったということで、やっぱり指導をする方がきちんといらっしゃらないとなかなか難しいことかなと思いました。

収穫量が上がっているということばかりか、子供たちがおいしいおいしいと食べるもので、保護者にも大評判ということで、何と今「いすみっこ」っていうブランド米にされまして、2万円で買い取って3万3,000円から4万円ぐらいで売られているというような状況になっているそうです。子供たちには安全なお米を、有機農家にはそれなりの収入を、農地を持続可能な形で今後も利用していくための取組の一つとしてはいい例ではないかなと思います。

無農薬有機に関しましては、今後南国市の他の農業政策とともに農業自体に活性化や多様性を持たせるためにも必要な方向性だと感じておりますが、まずは指導者をお呼びするというとか、また指導者を育てていくということ、あと産商連携事業、課長もおっしゃられたように有機のそういう産物はなかなか売り先が難しいということで、生産者と消費者をつなぐ取組が必要と思われます。

これに関しまして、本当に昨日ですか、10日の参議院予算委員会で金子農林水産大臣が答弁としてです、オーガニックヴィレッジ構想でのオーガニック学校給食などでの有機生産物公共調達取組支援に、実は国は34億円の予算が既にあるとのことでした。これ34億円、1か所にじゃないですけども、100か所ぐらいになるそうなんです、34億円の予算が既についております。地域でオーガニック農産品の生産から消費までを支えるというような取組だそうで、そしてその中で金子農林水産大臣が学校給食に関しての主体は市町村権限ですと国会発言の中で強くおっしゃってございました。国はもう用意してます。あと市町村がやるだけです。どうします、市長、農林水産課、あと教育長。あと市町村がやるだけですということですね。取組はもう既にやられてるところもありますので。今後、特に私も南国市の食育の文化に関しましては大変感心をしております。本当に子供たちに早い時期から米飯給食を、南国市の香長平野のお米を、そして中山間のお米を、棚田を守るためにと取り組まれてきたすばらしい歴史があると思います。ぜひそういう形で何とか進んでいかないのかなというふうに考えております。

私も大分以前ですけども、たしか10年ぐらい前だと思いますが、小学校保護者代表として給食献立の献立検討委員会ですか、入札、献立メニューの決定の委員会に参加させていただいた折、お米やデザート、牛乳は別として、10年前ぐらいはちょっと勢いが落ちてたのか、ほか

の材料が地元のものじゃないなっていうのが印象でした。もうちょっといっぱい地元のお野菜とか地元のお肉とか何か使いゆうかなと思ったら割とそうでもなかったのが、あれって感じで。金額をまず抑えていくということとか調理のこともありますでしょうが、私があまり家で使わないようにしている材料が入っていたりしたのもちょっとショックで、保護者としてはできれば安心・安全を優先していただけるようにという旨をその場ではお伝えしたことがございます。

また、今後地元産にこだわりを持たれた給食メニューになっているようであればありがたいんですけども、機会があればぜひ献立選定の場にまた同席をさせていただきたいと思っております。この国の取組の中に、さらに有機農業など農業方法の多様化、消費拡大のチャンスなどが出てくるのではないかと考えておりますので、うまくそういう仕組みを引っ張ってきてもらって、各課連携での横展開をぜひお願いしたいと思います。

現実的にみどりの食料システム戦略で、2025年に有機農業の耕地面積を全体の25%にするというのは、これは私もかなり困難なハードルで、しかも何をもって有機農業と認めるのか、そこも今後かなり議論がなされるであろうという感じなのですが、いずれにせよこれを機会に改めて安全で安定的な食を供給していくための日本における農業の30年後の在り方を今から考えていけたらと思います。

大変印象深い出来事として、去年とある東京からの移住者の方がアメリカにいたとき、オーガニックの食品ばかりを食べていたら体も精神面も健康になり、日本に帰ってきててもどうしても子供にそういうものを作って食べさせたい、だから南国市に移住しましたという女性に会いました。南国市役所でそのような話をしても誰も理解してもらえなかったけど、私と話をしてやっと理解してもらえる人と、話せる人と会えましたと大変喜んでくださりまして、東京の友人もそういう場所がないか探しているということです。こういう方がまだまだ多く都会にはいらっしゃると感じました。この方に関しては、自家消費における農地利用というか、借地利用という形ではありましたが、このような意味で農や食に多大な関心のある方も一定数おいでることを忘れてはなりません。

岸田内閣総理大臣も10日の参議院予算委員会で、種も農薬も肥料も飼料も戦後日本の農業は輸入に頼ってきたが、今や手に入らなくなっている。自国での農業存続の危機をどう感じているのかとの質問に、今後も輸入促進を対話で進めていくとしながらも、基本的にはできる限り国内で生産し、食料を安定的に生産確保していく考え方で、有機肥料活用による化学肥料の低減による食料確保の努力をすると明言されておりました。政府のほうも今後そちらへの切替えをある一定視野に入れないと、農業の持続が困難になるという意見に対抗できなくなるの

ではないかと考えられます。先日来の原材料や輸送費高騰による食品の相次ぐ値上げは、私たちの家計を今後逼迫させていくと考えられ、それが何よりの証拠でしょう。しっかりと現実を受け止め、一層の危機感を持たなくてはいけない時代になっていると思います。農業関連のお話に関しましては、周りにも多くの困られてる従事者や消費者団体がおりますので、今後とも引き続き取り組ませていただきたいと思います。

最後に、地域交流センターのこれからについて、生涯学習課長のほうから御答弁いただきました。ありがとうございます。

ぜひ中身の濃い本物の文化ホールとしての運営というふうにお願いしたいと思います。先ほどおっしゃっていただいたような使いやすい直接補助金制度なども作っていただけたら、文化的活動を今後したいという人たちがやりやすくなり、文化的側面の高進が南国市でも加速するのではないかと期待しております。そのあたり、またしっかりと調べて分かりやすく広報していただきますと大変助かります。補助金制度というのはいろいろありますけれども、作っても使いたい方に届かないとか、使っていただけないとあまり意味がないと思いますので、そのあたりも担当課として周知のほうを一緒に、もし作られるとしたらよろしくお願いしたいと思います。

そして、次に予定されている図書館建設についても、建物並びに運営に関して市民の納得いくものを市民と一緒に作り上げていただけたらと思います。建物は先ほども言ったとおり、建てたら終わりではなく、中身の運営次第で価値が変わってくるものだと思っています。執行部の皆様には、市民の皆様が南国市に住んでよかった、ほかの市にも自慢できると思っただけのように、今後もお取組をくださるようお願いいたします。

市長並びに担当課の皆様、本日は御丁寧な答弁ありがとうございました。

これで今回の私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（浜田和子） 15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） 425回定例会最後の質問者となりました。日本共産党の村田敦子です。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から11年がたちましたが、今も3万8,139人の方々が避難者です。原発事故の処理もずっと続いています。国と東電が責任を果たし、一日も早く賠償と事故処理が収束に向かうことを願います。

ロシアのウクライナ侵略、爆撃のニュースが毎日報道されています。ウクライナのザポリージャ原発を攻撃したことは考えられない暴挙です。福島第一原発のように爆発を起こしていた

ら被害は全世界に及びます。一秒でも早くプーチン大統領の攻撃をやめさせ、ロシア軍を撤退させて、これ以上犠牲を出さないことを切望します。日本共産党は、6日に赤旗新聞でウクライナ支援募金を呼びかけ、短期間でしたが全国から寄せられた2,024万5,368円の目録を昨日国連難民高等弁務官事務所の川合雅幸事務局長に渡しました。ウクライナの方々にさらなる支援の輪を広げていきましょう。

それでは、新型コロナ感染が続き、3年目となる中、各種イベントも見送られ閉塞感が漂っていますが、感染予防の工夫をしながら相談活動が続ける中で寄せられた市民の方々の声をお届けします。御答弁をよろしくお願いします。

1 問目は、水田活用の直接支払交付金について質問します。

政府は、減り続ける米需要に対して、需要を奪うミニマムアクセス米の輸入は止めず、国内農家のみに減反、転作を強いて米の生産を抑え、需要対策としてきました。22年産米については、21年より21万トンの減反が必要だとして、さらなる作付転換の必要性を強調しています。しかし、転作拡大による助成額の拡大を懸念する財務省の言いなりに、水田活用の直接支払交付金は21年度と同額の3,050億円のままです。転作が拡大した分は各種の補償単価の切下げで吸収するとしています。国の呼びかけに応じ、転作に取り組んできた全国の農家からは、はしご外しだという声が上がっています。農林水産省発表の2022年度からの見直しはどのような内容ですか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 水田活用の直接支払交付金の見直しについての御質問でございます。

経営所得安定対策では、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金事業を実施しており、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する農業者等への支援となっております。

御質問の水田活用の直接支払交付金事業の令和4年度からの見直し点でございますが、まず加算についての見直しといたしまして、主食用米から飼料用米へ転換する際の複数年契約の加算、10アール当たり1万2,000円が転換への取組が一定進んだということで廃止となりますが、契約をされていた方に対しましては経過措置として来年度は10アール当たり6,000円の支援を行うこととなっております。また、転換作物や高収益作物への拡大加算についても、別の転換拡大を支援する事業と趣旨が重複するということで廃止となっております。そして、新たに地力増進作物への支援といたしまして、計画的なレンゲなど地力増進作物による土づくりの取組

への10アール当たり 2 万円の支援が創設をされております。

次に、交付対象水田に関する見直しといたしましては、水張りができない農地は現行のルールの中でも対象外とされておりましたが、令和4年度から令和8年度までの5年間でこのルールを再徹底し、一度も水稻の作付がされなかった場合には、令和9年度以降は交付対象水田から除外され、事業の活用ができなくなります。また、牧草に対する支援といたしまして、全ての主要作物に対し10アール当たり 3 万5,000円の支援がされておりましたが、播種を行わず収穫を行うものにつきましては10アール当たり 1 万円へと減額をされます。

以上が令和4年度の主要な見直し点でございますが、あくまでも現時点での取組の方向性を示したものとなっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 先ほどの項目の中で水田に5年以内に戻すという項目があったんですが、この転作が長期固定化し、畑地化させたものが米を作れる状態にすぐに戻せるのでしょうか。米への復帰は毎年のように転作拡大を迫る政府の姿勢とも矛盾します。畑地化して交付金を断念するか、水稻と畑作物を輪作するかを検討し、今後5年間で選択せよと地域に迫っています。どれだけ生産現場を振り回せば気が済むのでしょうか。離農を促進するような見直しです。農業者が農業を続けていくための支援策はありませんか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 今回の交付対象水田に対する見直しでは、平成29年度に実施要綱において畦畔等の淡水設備を有しない農地と用水路等の所要の用水を供給している設備を有しない農地等につきましては、交付金の対象外とすることが明確化されていることから、水稻の作付が困難となった農地については、現行ルール下でも交付金の対象外となっているものでありまして、そのような農地にも交付金が支払われた場合には、実施要綱に基づかない交付ということで返還対象となる可能性がございます。その上で、今回の見直しによって畑作物の生産が固定化している農地については、畑地化を促す一方、水田機能を有しつつ野菜等の転換作物を生産する農地では、これらの作物を同じ農地で連作すると収量低下等の連作障害が起きやすくなることから、水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すということを狙いとしたもので、今後5年間に一度も水稻の作付が行われない圃場は畑作物生産が定着しているものと考えられ、令和9年度以降は交付対象水田としない方針となっております。しかし、地域へのキャラバンや意見交換を通じまして事例の把握を進め、水稻とのブロックローテーションを困難とする具体的な現場の課題がある場合には、その検証を行っていくとされております。

す。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 市ではシシトウやピーマン、軟弱野菜などハウス栽培も行われていて、産地交付金の対象農家の方もおられますが、やはり水張りをしないと交付対象から外されるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 今後もハウスで施設園芸を継続されるということであれば、交付対象水田であり続けるためだけにわざわざ高価なハウスを解体して水稻の作付をするということは現実的ではないと思われます。先ほど申し上げたように、現時点では水稻の作付が困難と判断できる農地におきましては、令和9年度以降は交付対象水田からは除外される方針となっており、産地交付金についても交付対象水田から除外された場合は同様に対象となりません。

また、今回の見直しは、今後5年間に1度の水稻の作付を促すというのではなく、主食用米の需要の減少が見込まれる中、需要に応じた生産というのを実践していくということを併せて狙いとしたもので、畑地化に対する支援というものも継続しておりますので、令和5年から5年間の間に今後の農業生産をどのように取り組んでいかれるかを検討して御判断をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） いろいろと条件があつてなかなか分かりづらい政策です。農家の方に対してJAその他、そういう農業の機関と農業者の支援対策をして、農業者の方に寄り添っていただくようにしていただきたいと思います。

2年に及ぶ新型コロナウイルス禍や地球環境の悪化は、人と環境に優しく持続可能な農業の重要性を浮き彫りにしました。国土や自然条件を生かした農業の発展による食料自給率の向上、農業の多面的機能の発揮が求められています。水田活用交付金について見直すとすれば、現状で米からの転換に加え、畑作物の生産維持、中山間地域の振興、農地の保全環境の保護などにも不十分ながら役割を果たしていることを踏まえ、その役割を一層強める方向で行うべきではないでしょうか。東京大学大学院教授の鈴木宣弘さんが、農家を苦しめる政策が続けば、日本は必ず飢餓に陥ると言われています。現在自給率も37%になってしまいました。課長はどのようにお考えですか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） この交付金につきましては、米価の安定対策としても大きな役

割を果たしてきた主要な政策でございますが、村田議員が言われますように持続可能な農業生産のための施策であることは言うまでもなく、食料自給率の向上、農地の多面的機能の発揮による国土の保全など、様々な役割を果たしているものでございます。しかし、先ほど御説明させていただいたそれぞれの見直し策につきましては、地域ごとの実情や主食用米の市場の状況、また世界情勢などに合わせて検証をされ、適正な形で取り組めるような見直しがされていくものでございますので、市といたしましては国の動向に注視をしながら関係機関で連携し、生産者の意欲が減退しないような対策に取り組んでいかねばならないと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 本当に農業者の方が農業を辞めたくなるような、そういう政策を次々と打ち出してきましたので、ぜひそういう中でも何とか農業者の方が続けていけるように、いろんな意味でアドバイス、その制度のことも周知さすようにして行ってあげてください。お願いをします。

2問目は、ゲノム編集トマト苗について質問します。

ゲノムは、生物が持っているDNAとそこに記録されている遺伝情報を指して呼ぶ名前です。

ゲノム編集とは、この遺伝情報をつかさどっている特定のDNAの場所を狙い、酵素などを用いて切断して機能を失わせたり、切ったり、切ったところに別の遺伝子を入れたりする遺伝子操作技術のことを指します。ゲノム編集は狙った遺伝子を正確に壊す技術だと言われますが、DNAを切断して遺伝子を壊す際に目的とする遺伝子以外のDNAを切断してしまうケースがよく確認されています。このオフターゲットで生命体として大事な遺伝子の働きが失われることも起こり得ます。そもそも壊してよい遺伝子などありません。DNAを操作するゲノム編集技術による品種改良について、EUをはじめ世界的に様々な議論が起きています。しかし、日本政府はこうした議論を無視して、この技術を自然界で起きる突然変異と同じものだと言って安全審査も表示もなしに次々と流通を許可しています。農水省が2021年3月に募集したみどりの食料システム戦略へのパブリックコメント2,700通のうち、95%がこの技術への懸念でした。ゲノム編集による品種改良と自然界で起こる突然変異が同じだとは考えられません。しかし、2020年末に届け出、受理されたゲノム編集ギャバトマトの苗が全国に配布され、遺伝子操作作物が栽培されるようになってしまいました。障害児施設や小学校への無償配布も計画しています。2021年秋には、ゲノム編集魚もマダイ、トラフグと相次いで受理され、ほかにもゲノム編集生物が大学などで研究をされています。

以前から小学校では植物を育て、観察する授業が行われてきました。私の孫も1年生のときには夏休み前に種から育てたアサガオを自宅に持って帰ってきました。2年生ではおいしいそうな実のついたミニトマトの鉢を持って帰ってきました。少しこのゲノム編集のことを知ってからは心配になっています。この学習の取組についてお聞きをします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のアサガオ、ミニトマト、この栽培については、小学校の夏の風物詩となっているものではないかと思っております。このアサガオ、ミニトマト栽培は生活科の学習として取り扱っております。生活科の学習指導要領を少し御紹介いたしますと、動物や植物への関わり方が深まるよう、継続的な飼育、栽培を行うように示されており、開花や結実までの一連の栽培活動を通して命の尊さを実感することができるようにとございます。1年生でアサガオを取り扱う学校が多いのは、発芽から開花、種取りまでが安定的に行われ、成長の様子も楽しみながら学ぶことができる教材であるからです。また、ミニトマトも同様に開花や結実が安定的に行われるため、教材としてよく取り扱われておりまして、市内の小学校ほとんどが1年生でアサガオ、2年生でミニトマトを教材として取り組んでおります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 本当にそういうふうに植物の成長を見ながら学んでいくことはとても大切なことだと思います。けれど、ベンチャー企業のサナテックシードとパイオニアエコサイエンス両者は、2022年から全国の福祉施設を対象に、23年からは小学校を対象にゲノム編集トマト、シシリアンルージュハイギャバの苗を無償配布する計画です。健康によいというデータもなく、安全性を確かめる動物実験や全ゲノム解析なども行われていません。なぜ、子供や障害のある方をターゲットにするのか。子供たちが自分で植物を育てることは本当にうれしく楽しいよい学習なのですが、遺伝子操作作物の問題点を知らない子供たちに安全性も確かめられていないまま栽培させ、食べさせることは非人道的行為ではないでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘いただきましたゲノム編集トマトの苗につきまして、私も各市内小中学校を確認いたしました。トマトの苗は市内の量販店で購入している学校がほとんどで、ゲノム編集トマトの苗を使用しているような、そうしたことは一切ございませんでした。学校ではやはり安全性が担保されないものや子供たちや保護者に不安や疑念を抱かせるようなものなどは教育上の観点からも持ち込むべきではないというふうに考えており

ます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） よかったです。ただだからいいというものではありません。ただほど高いということにならないようにと思いますので、でも市内の量販店で買っているということでもちょっと安心です。教材は大人が選ぶもので子供には選択の余地がありません。徳島では23の自治体と教育委員会に食と農を守る会徳島がゲノム編集トマトの苗を受け取らないようにとの要望書を提出し、受け取るのはゼロでした。香川県でも種子を守る会香川が17市町村全てに要望書を出す予定で、三木町の教育長は町議会で受け取らないことを明言しました。北海道、熊本、宮城など、全国でも同様の運動が広がっています。遺伝子組換え、ゲノム編集された種苗、ゲノム食品への表示を求める運動も広がっています。今までは量販店で買うことでゲノムトマトの苗をもらってはいないですが、これからも市にもゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求めます。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほども申し上げました、やはり教育上の観点から安全性の担保並びに子供たちや保護者に不安や疑念を抱かせるようなものなどは持ち込むべきではないというふうに考えておりますので、御指摘のことをいただきました点につきましても、校長会とも協議しながら取組を、また対策を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ありがとうございます。その話をお伺いして本当に安心な気持ちです。ぜひ全域に知らせて、受け取らないことを教育委員会全体で決めるように頑張ってください。

3問目は、国保税の子供の均等割無料化について質問します。

少子・高齢化が進む本市では、子供が増える手だてを講じなければならないと思いますが、国保の均等割は子供の数だけ負担が増え、子育て支援に逆行します。2022年度から国が未就学児の均等割を5割減額することとしました。これを足がかりに、子供の均等割の無料化を図ってはどうでしょうか。国保の未就学児、小学生、中学生、18歳までの各人数と均等割の金額をお聞きます。

○議長（浜田和子） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 先ほど議員おっしゃいましたとおり、2022年より国保世帯の未就学児を対象といたしまして、実際にお支払いいただく均等割の額を5割軽減するという制度が開

始されます。この軽減することで減収となる国保税相当分については、国が2分の1、残りの2分の1を県と市が半分ずつ負担をするというような制度でございます。これまでの子育て支援の観点で全国から要望されていたことが一定考慮された制度であると考えております。

実際、南国市の子供に係る国保税の均等割額ということで御質問をいただきました。未就学児、小学生、中学生、高校生それぞれの人数と均等割の金額ということでございますけれども、令和3年度の数値としてお答えをさせていただきたいと思っております。

令和3年度につきましては、未就学児の均等割軽減の対象となる世帯は140世帯、対象は173名でございます。御負担いただく対象者の均等割額は、令和4年度半額になるという軽減後の総額で189万280円となります。また、同じく令和3年度の状況で、均等割として御負担をさせていただいておりますのは、小学生は300名で総額643万6,240円、中学生は176名で383万9,040円、高校生は139名で285万8,640円となっております。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） ありがとうございます。

それでは、市長にお聞きをします。

国保の子供の均等割を18歳まで無料にするのに必要な財源は1,502万4,200円です。2分の1減免でしたら656万6,960円です。先ほど市民課長にお聞きした数字で計算したらそういうことになっています。全国ではコロナ禍で暮らしが厳しい中、子供の均等割無料化や減免で子育て支援をする自治体が徐々に増えてきています。2020年に全商連が行った調査では、35自治体の子供の均等割を独自に減免していました。北海道東川町、美瑛町、東神楽町の3町では、2021年度より2分の1減免を始めました。2022年度からは国主導による未就学児の均等割2分の1減免を足場に、独自減免を行う自治体が大幅に増加すると思われます。ある程度の財源を伴う各種要望に対する市長答弁は、近隣自治体の実施状況を見極めながらと言われるのが常ですが、子育て支援は重点施策と位置づけられています。近隣自治体に先駆けて実施し、コロナ禍の閉塞感に一石を投じてはもらえませんか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 市としましても子育て支援には力を入れているところでございまして、令和4年度より未就学児の均等割が軽減されますことは、子育ての世帯に寄り添った施策であると考えます。今まで市長会のほうで子供の均等割の軽減につきましては要望もしてきたところでございまして、そういったことが一定実現されたという、これは成果ではないかというように思います。

市独自に一層の支援ということでございますが、新聞報道にもありますように、将来的に県全体で保険料水準を統一することが高知県では予定されておるところでございますので、先ほど市民課長がお答えいたしましたとおり、国の制度として子育て世帯への負担軽減が図られますよう、国、県に引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） みんなで足並みをそろえて県内34自治体、みんなで行うとお考えなんでしょうか。それはなかなか大変と思います。みんな同じ国保料になることでも、かなり自治体によって負担の増減、減は1自治体だけでした。33自治体が増になっていましたが、その増もかなり広がりがあります。だから、県主導で均等割をしていくということになった場合、県だけで全て賄うわけにはいかないと思いますので、やはり34自治体にも負担が出てくると思うのですが、それまで待ってたらかなりその制度を実施するには時間がかかると思うのですが、先に南国市が先頭を切って始めたらほかの33の自治体もやろうかなと思って、子育て支援が充実しているところで保護者は子供を育てたいと思うので、移住するっていうこともどういう子育て支援をしているかなっていうことを確認して移住されています。だから、そういう意味でも、できればたとえ2分の1でも必要な財源が656万6,000円、そういう状況ですが、無理でしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども御答弁したとおり、高知県で統一した保険料水準ということを目指して今取り組んでいるところでございます。家族の構成とか所得の状況とか、そういったことが同じであればどこの市町村でも同じというような方向を持って取り組んでいるところでございますので、この市だけが繰り出しをすとか、そういった形というのは、今その方向の中にはないということでございまして、そういった県の統一ということをまずは今目指して取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 足並みをそろえてどうしてもやっていくということですので、それでは会のたびに均等割を高知では全県下で18歳まで無料化にしませんかと提言してください。それをお願いします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今の高知県の方向性としまして、申し上げましたとおり統一ということ

で動いておりますので、なかなか提言はしづらい状況でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 市長は財政のことがよく分かっていますので、そういうふうに県全域の国保の財源のことも考えていると思うのですが、ぜひ分かっているからこそ言える部分があると思うので、そのところを提案して近づけていただきたいと思います。頑張ってください。お願いをします。

それでは、最後の質問は、パートナーシップ認証登録制度の創設について質問をします。

先日の神崎議員の質問に対する答弁で、2022年度中に創設の方向で実施設計中と分かりました。本当にうれしく思います。愛している人と一緒にいたいというのは当たり前のことで、それが男女でなければ公認されないというのは基本的人権の尊重をうたっている憲法にも違反しています。認証登録を必要としない多様性を尊重する社会が実現すればいいのですが、もう人口の5割の自治体でこの認証制度の導入がされていますので、近い将来だと思います。国の意向より住民重視で臨むべきです。コロナ禍となり、入院患者に面会することも家族でさえ制限されています。こういうときこそ一番コンタクトを取りたいのがパートナーです。着替えや必需品は家族であれば短時間内ですが届けることが許されます。高知市ではこういうときのために登録者にはカード型の登録証を発行しています。登録したカップルは市営住宅の入居時に公共サービスが利用できるほか、生命保険の受取人をパートナーに変更する手続や携帯電話の家族割引を利用する際にも登録証を提示して説明したということです。南国市も登録時にカードを手渡せるように準備をしてください。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 神崎議員への答弁で申し上げましたように、現在パートナーシップ登録に関する取扱要綱を作成中でございます。案の段階ではございますが、登録証につきましてはカードの登録証も考案してございます。おっしゃいましたように、生命保険とか携帯会社ですと民間のほうにお願いするところではございますが、市営住宅等につきましては住宅課のほうにも協力をお願いしてまいりたいと考えております。また、支援者との協議の中ではいろいろ相談に来られた方のプライベートの相談部屋のこともお願いされておりますので、この登録制度以外にも中学校の制服ですとかいろんな問題がありますので、包括的に進めたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） カードのことも考案されているということで、それが本当に証明にな

ります。ほかには証明がないので、ぜひ実現で登録時に渡せるようにお願いをします。

2022年1月1日時点でパートナーシップ制度を導入しているのは全国の146自治体で、そのうち3割超に当たる48市町がパートナーシップ登録者の転居時に再申請などの負担を減らす連携協定をほかの導入自治体と結んでいることが2月6日、共同通信の調査で分かりました。新たに締結を目指す自治体もあり、協定は今後も広がりそうです。一方、自治体間で制度内容や条件が異なることで協定が結べなかったケースもありました。転居時にパートナーシップが解消されたり、転出先で利用申請する際に職員に再度カミングアウトをしたりすることが心理的に負担にもなると指摘をされています。市も連携協定の導入自治体と結び、登録者の幸せに助力してあげてほしいと思います。特に、お隣の高知市とは制度創設から間を置かず、連携協定を結んでください。いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 当制度につきましては、県内では現在高知市のみが導入しておるところで、本市また香南市が導入を計画しておるものでございます。議員がおっしゃいましたように、個々の自治体での取扱いの違いから連携協定が結ばず、行く先々でまた再度申請ということは御負担、心理的な御負担のことですが、になろうかと思えます。可能かどうかまだ探ってもございませんが、高知市さんあるいは香南市さんとは情報共有とかいうことで可能かどうか探ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 制度設計みたいなのがちょっと違ってて結べないということもあるみたいです。2月6日の時点で、高知市は他自治体からの打診もなく連携の予定はないと言われているんですが、人権同和・男女共同参画課は状況に応じて検討したいと言われているので、香南市も始めるようでしたら、ぜひ香南市、高知市、同じようにできるように調整しながら連携をしていただきたいと思います。

どうも御答弁ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明12日と13日は休日のため休会とし、3月14日に会議を開きます。14日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時4分 散会